　　　　　　　　　　　　　　「資料　２」

三重県医療勤務環境改善支援センター　　　　　令和４年１月２５日労務管理研修会参考資料

**長時間労働者への医師による面接指導の実施について**

**労働安全衛生法６６条の８**

労働者の**１カ月の法定外労働時間が８０時間**を超え**疲労の蓄積**があると**労働者が申出**たときは、医師の面接指導を行わなければならない。対象となる労働者、実施方法、事前確認事項、記録、医師からの意見聴取、等については**規則５２条の２以降**に示されています。

**〇**「対象となる職員」

　毎月、一定の日を決めて**時間外・休日労働の時間を合計して、１か月８０時間を越えている者**を対象とする。

対象とするとは、申出することができる者とすることです。

**〇**「申出することができることを周知する→規定を作る」

　「**申出書様式（別紙　例）」を作り**、医師の面接指導を受けたい職員から、これを提出させるようにすると記録として残せます。

　「医師の面接指導を受けるとき」は、その者の**「業務内容・最近１か月の労働時間（時間外・休日労働、深夜業従事等の状況」の情報**（書面）**を、事前に医師に提供**してください。

* **なお、改正労基法・改正医療法にかかる省令（改正労基法施行規則）では、**

**令和６年４月１日以降は、「１か月１００時間未満」とされた時間外労働（休日労働を含む）上限時間を超える見込みの医師（勤務医）に対して、本人からの申出がなくても医師面接指導を実施する義務が定められ、本件の面接指導が実施された場合はクリアできるとされていますので活用してください。**

**（その場合は、申込みがなくても面接指導の実施が必要です）**

**〇**「医師の面接指導結果報告」

　　産業医であれば、**結果報告の書式**があって、書いていただけると思いますので、それを受け取り**保管してください。（５年間保存）**

　「結果報告に**異常・就業上の配慮事項の記載**があれば、就労の是非、就業させるに当たっての留意事項などの**意見を医師に聞き**、その内容を**記録して保存**してください。

　（**結果報告に、これらの記載があれば、そのまま意見の記録**になります）

**「本人の疲労の申出や、医師の異常所見」**があれば、**就業に当たっての措置**（休養・負担となる業務から外す、時間外・休日就労から外す等）を検討し、**安全衛生委員会（職員数５０人以上の事業場では設置義務あり）にも報告して、本人に説明のうえ処遇**を決めてください。

**＊　地域産業保健センター**の活用

**労働者数５０人未満**の医療機関については、医師の面接指導について地域産業保健センターが支援する制度がありますので、お問い合わせください。

医師の面接指導申出の様式（例）

　　　　労働安全衛生法第６６条の８の面接指導に係る申出書（例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　〇　〇　〇　病院

　　　院長　□　□　□　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　所属　　　　　　　職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　私は、最近１か月の時間外・休日労働が長時間となり、疲労により意欲的に

就労することに支障があると感じていますので、労働安全衛生規則第５２条の

２第１項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けること

を希望します。

記

１　面接指導を受ける医師（どちらかに〇印する）

　　　　病院が指定する医師

　　　　自分が希望する医師・・（病院・医院・診療所、医師名）

　　（自分が希望する医師の指導を受けたときは、面接指導結果を報告します）

２　面接指導を受けることを希望する日時

　　（病院が指定のときは、医師都合等で決定することもあります）

　　　　平成　　年　　月　　日（午前　　午後）

３　面接指導を受けるにあたって、配慮してもらいたい事項